

## 会議の公開・非公開に関する申し合わせ

1. 住民の広域連合行政への参加の促進、広域連合行政の公正な運営の確保の観点から、懇談会の会議は原則公開とする。
2. 1の規定にかかわらず、特定の個人が識別され得る情報であって、公にすることにより当該個人の権利利益を侵害するおそれのあるものを扱う場合は、会議を非公開とする。
3. 2による会議の非公開は、会長が懇談会に諮って決定する。